

新型コロナウイルス感染症予防職域接種共同実施等支援補助金のよくある質問（11/16版）

	よくある質問	回答
補助対象者について	補助対象者はどのような者か。	鳥取県内で要綱に定める職域接種を実施した企業、大学又は事業者団体等（国、県及び市町村の機関を除く）です。 接種を委託した外部の医療機関は含みません。
	外部医療機関が出張して実施する職域接種を対象としているとあるが、企業内診療所が実施する場合や、接種対象者が外部の医療機関に向いて接種を受ける場合は、対象外なのか。	お見込みの通りです。ただし、商工会議所、業界団体等が職域接種の実施のために新たに医療機関を開設した場合であって、 ・外部医療機関から医師等を雇用する費用が商工会議所等に発生している ・職域接種終了後に速やかに医療機関の廃止届けを提出する の全てに該当する場合は、外部の医療機関が出張して実施する職域接種と実質的に同じものであることから、支援の対象となります。
	中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するものが対象となっているが、当該団体に中小企業以外の大企業や独立行政法人等が含まれる場合は対象となるのか。	商工会議所等の構成員に大企業や独立行政法人等が含まれていても対象となります。 ただし、職域接種の対象者の概ねが中小企業の者であることが必要であり、大企業が中核となったり、大企業の従業員が多数にのぼるようなケースは対象外となります。
	中小企業Aが事務局として実施する職域接種で、中小企業B、Cと共同で実施する場合は対象となるか。	対象となりません。 商工会議所等複数の企業で構成される団体を事務局とする場合に対象となります。
	大学等が申請する場合の要件になっている「文部科学省が別に定める地域貢献の基準」はどのようなものか。	以下HPをご参照ください。 https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_01612.html
補助対象経費について	具体的にどのような経費が対象になるか。	職域接種会場の設置、運営に係る費用となります。上限額が設定されていますので、そちらもご確認ください。 <＊費用の例> 受付・誘導スタッフの確保費用、会場設営・撤去・運営委託費、コールセンター運営費、受付システム構築・運営費、感染防止対策費用、医療従事者への報酬※など ※なお、予診・接種に係る医師・看護師への報酬等が新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金相当額を上回る場合はご相談ください。
	企業等の人件費は対象になるか。	以下のものは対象になります。 ・職域接種会場の設置、運営のために契約した非常勤、臨時の職員等の賃金・報酬 ・職域接種に専ら従事した正職員の超過勤務手当（休日に接種会場で従事した際に支払った時間外手当など明確に証明できるもののみ）
	消費税（仕入控除税額相当額）は対象経費に含めるか。	含めません。 ただし、免税事業者等、一部の者が要綱第4条第2項を適用する場合は、含めることもできます。
	職域接種を実施する企業等が、同時に住民への接種を行う場合、会場の設置・運営に要する経費を切り分けることが困難であるため、全額を支援の対象経費としてよいか。	住民への接種については、支援の対象とはなりません。職域接種の経費と住民への接種の経費を切り分けていただくか、切り分けが困難な場合は、合理的な方法により、経費を按分（接種人数で按分等）してください。
補助上限額について	補助対象経費が補助上限額を超えた場合の支援措置はあるか。	超過部分について、鳥取県新型コロナウイルス感染症予防職域接種支援補助金を申請ください。